

2012年8月20日作成

2012年10月12日改定

2018年5月1日改定

2020年10月15日改定

2025年3月1日組織名更新

2025年8月13日組織名更新

2026年2月1日組織名更新

財務報告に係る内部統制の構築の基本方針書

フロンティア・マネジメント株式会社

<目次>

第1章 財務報告に係る内部統制の構築に関する基本方針	3
1. 基本方針	
2. 基本方針書の目的	
3. 基本方針書の決定方法	
4. 適正な財務報告を実現させるために適用する原則	
5. 適正な財務報告を実現させるために構築する内部統制の範囲	
6. 適正な財務報告を実現させるために構築する内部統制の水準	
7. 適正な財務報告を実現させるための統制活動へのITの利用に係る方針	
8. 内部統制の構築の責任者	
9. 内部統制の構築の担当組織等の体制	
10. 内部統制制度導入プロジェクトの年間スケジュール	
第2章 財務報告に係る内部統制の構築の方針	4
I 全社的な内部統制の構築	4
1. 全社的な内部統制の構築の基本的方針	
2. 全社的な内部統制の有効性の判断方針	
II 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の構築	4
1. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の構築の基本的方針	
2. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備状況の把握のための評価項目	
3. 財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等の選定	
4. 内部統制の文書化対象事業拠点の選定	
5. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の有効性の判断方針	
III 業務プロセスに係る内部統制の構築	5
1. 業務プロセスに係る内部統制の構築の基本的方針	
2. 内部統制の評価対象事業拠点および評価対象プロセスの選定	
3. 業務プロセスに係る内部統制の有効性の判断方針	
IV ITに係る全般統制の構築	6
1. ITに係る全般統制の構築の基本的方針	
2. ITに係る全般統制の整備状況の評価領域	
3. 把握されたIT基盤の概要をもとにしたITに係る全般統制の評価単位の識別	
4. ITに係る全般統制の有効性の判断方針	

第1章 財務報告に係る内部統制の構築に関する基本方針

1. 基本方針

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な構築を図るものとする。

2. 基本方針書の目的

基本方針書は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本的な方針の設定、内部統制の構築に関するスケジュール、内部統制の構築手続に関する組織等を定め、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な構築を行うことを目的とする。

3. 基本方針の決定方法

本基本方針の決定及び変更については、取締役会の決議による。

4. 適正な財務報告を実現させるために適用する基準

適正な財務報告を実現させるために内部統制を構築する際に準拠する基準は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（以下「内部統制基準」という）並びに「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（以下「内部統制実施基準」という）（平成23年3月31日企業会計審議会）とする。

5. 適正な財務報告を実現させるために構築する内部統制の範囲

内部統制を構築する範囲は、基本的には、連結ベースでのすべての事業拠点を対象とするが、重要性の判断に基づき決定した範囲を内部統制の文書化の対象とする。

6. 適正な財務報告を実現させるために構築すべき内部統制の水準

内部統制基準及び内部統制実施基準に準拠して、すべての重要な点において、財務報告が適正に行われていると認められる水準まで構築を行うものとする。

7. 適正な財務報告を実現させるための統制活動へのITの利用に係る方針

企業の経営環境の変化に伴い、利用するシステムは隨時見直しを行うものとし、開発・変更等についても、IT全般統制の適切な運用により、IT業務処理統制の有効性を確保するものとする。

8. 内部統制の構築の責任者

財務報告に係る内部統制の構築に関する責任者は、内部統制報告書の署名者である代表取締役および管理担当取締役とする。

9. 内部統制の構築の体制

(1) 内部統制の構築の担当組織

内部統制の構築に当たっては、現存する内部統制の文書化作業ならびに整備状況の評価を行い、改善活動を行うものとし、コーポレート推進部が担当する。

(2) 内部統制の整備状況の評価結果に関する報告体制

内部監査室は、各業務について内部統制の整備状況を評価し、不備があった場合には、代表取締役および管理担当取締役に報告する。

内部監査室は、不備について、重要性を勘案し、是正措置をとるかどうかを検討する。重要な不備については、各業務部門に、是正計画を立案させ、是正措置をとるよう指示する。

重要な不備については是正状況については、代表取締役、取締役会及び監査役会に報告する。

10. 内部統制制度導入プロジェクトの年間スケジュール

別紙、内部統制構築基本計画書のとおり。

第2章 財務報告に係る内部統制の構築の方針

I 全社的な内部統制の構築

1. 全社的な内部統制の構築の基本の方針

財務報告に係る虚偽記載リスクのうち、全社的なリスクへの適切な対応を図るために、経営レベルにおける全社的な内部統制を構築する。

また業務プロセスレベルでのリスクに対応すべく、業務プロセスにおける内部統制が適切に機能するように、全社的な内部統制が適切に支援する体制を構築する。

2. 全社的な内部統制の有効性の判断方針

(1) 全社的な内部統制が財務報告に係る虚偽記載が発生するリスクを低減するために、以下の条件を満たしていることを確認する。

- 全社的な内部統制が、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備及び運用されていること。
- 全社的な内部統制が、業務プロセスに係る内部統制の有効な整備及び運用を支援し、企業における内部統制全般を適切に構成している状態にあること。

(2) 発見された不備について、重要な虚偽記載の発生可能性に与える影響を考慮して開示すべき重要な不備に該当するものがないように是正措置をとることとする。

II 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の構築

1. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の構築の基本の方針

決算・財務報告プロセスにおける重要な虚偽記載リスクが低減できるような内部統制を構築する。

決算・財務報告プロセスには、全社的な観点で評価すべきものと個別の業務プロセスとして評価すべきものとがあるが、全社的な観点で評価すべきものについては、全社的な内部統制に準じて構築するものとし、個別の業務プロセスとして評価すべきものについては、業務プロセスと同様に構築するものとする。

2. 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の有効性の判断方針

- (1) 全社的な観点で評価すべきことが適切なものについては、全社的な内部統制の判断指針に準ずる。
- (2) 固有の業務プロセスとしての決算・財務報告プロセスに係る内部統制については、業務プロセスに準ずる。

III 業務プロセスに係る内部統制の構築

1. 業務プロセスに係る内部統制の構築の基本的方針

業務プロセスにおける重要な虚偽記載リスクが低減できるような内部統制を構築する。

基本的には、現状の重要な業務プロセスにおける内部統制の整備状況を把握し、業務の中に組み込まれた統制活動等によって、虚偽記載の発生するリスクを十分に低減できるものとなっていない場合には、内部監査室と討議を行なったうえで、当該内部統制を是正するための措置を講じて、有効な水準の内部統制を構築するものとする。

なお、I Tに係る業務処理統制については、情報システム担当者が参加し、システムによる自動化統制の把握に漏れがないようにする。

2. 内部統制の評価対象事業拠点および評価対象プロセスの選定

(1) 内部統制の文書化に関する方針

すべての業務プロセスについて、適正な内部統制を構築するものの、内部統制の文書化状況を確認する対象については、重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセス及び虚偽記載が発生するリスクが高いとして個別に追加する業務プロセスとする。

(2) 重要な事業拠点の選定指標の決定方針

- 重要な事業拠点の判断基準は、連結売上高をもとに判断する。
- 連結対象の事業拠点について、連結消去後の売上高を金額の高い拠点から合算していく、連結売上高の2／3に達する事業拠点を重要な事業拠点とする。

(3) 評価対象とする業務プロセスの選定

① 業務プロセスの選定

事業目的に大きく関わる各勘定科目に至る業務プロセスは、以下の通りとする。

- 売上プロセス
- 一般購買プロセス
- 給与計算プロセス
- 原価計算プロセス

② 個別に評価対象に追加する際の、重要な虚偽記載が発生するリスクの把握と業務プロセスの選定方針

リスクの評価において、重要な虚偽記載が発生するリスクが高いとして、認識された業務プロセスについては、個別に追加する。

③ 全社的な内部統制の有効性の評価結果に基づく、評価範囲の妥当性の判定方針

全社的な内部統制の有効性に問題がある場合、基本的には、是正措置を講じ有効な水準にすることを前提とする。是正の困難な不備がある場合は、業務プロセスに係る内部統制への影響を検討する。

3. 業務プロセスに係る内部統制の有効性の判断方針

内部統制の整備状況の有効性については、内部統制が財務諸表の勘定科目、注記及び開示項目に虚偽記載が発生するリスクを合理的なレベルまで低減するものとなっているかという観点で確認する。

IV ITに係る全般統制の構築

1. ITに係る全般統制の構築の基本的方針

ITに係る全般統制は、ITに係る業務処理統制が有効に機能する環境を保証する統制活動であるため、財務報告における重要な虚偽記載が発生するリスクが低減できるように、ITに係る業務処理統制が有効に機能することを保証するようなITに係る全般統制を構築する。

2. ITに係る全般統制の整備状況の評価領域

ITに係る全般統制については以下の点ごとに整備状況の評価を行う。

- システムの開発、保守に係る管理
- システムの運用・管理

- システムの安全性の確保
- 外部委託に関する契約の管理

3. 把握された IT 基盤の概要をもとにした IT に係る全般統制の評価単位の識別

評価範囲として選定された業務プロセスの業務の流れを把握する中で、システムによる自動化された業務処理がある場合は、当該システムの IT 基盤を把握し、IT に係る全般統制の評価単位を識別する。

4. IT に係る全般統制の有効性の判断方針

(1) IT に係る全般統制の不備の識別

IT に係る全般統制の不備は、基本的には、財務報告の虚偽記載が発生するリスクに直接につながるものではないため、IT に係る全般統制に不備がある場合には、他の内部統制により、財務報告の信頼性という目的が達成されているかを検討する。

(2) IT に係る業務処理統制の不備の評価

IT に係る業務処理統制に不備がある場合は、業務プロセスに係る内部統制に不備がある場合と同様に、その影響度と発生可能性の評価を行うとともに、その不備が IT に係る全般統制に起因するものかどうか検討する。

以上